

大津市既存建築物耐震改修促進計画 改定の概要

(1) 計画改定の理由

現行の大津市既存建築物耐震改修促進計画が令和7年度で終期をむかえると共に、上位計画となる国の基本的な方針及び滋賀県耐震改修促進計画が改定され、新たな計画期間及び目標が掲げられたことから、これに伴い、本計画の改定を行います。

(2) 主な改定の内容

- ①耐震化の現状について、令和5年度住宅・土地統計調査および本市の調査結果を踏まえ、記載数値の時点修正を行います。
- ②現状の耐震化状況、国の基本的な方針及び滋賀県耐震改修促進計画を踏まえ、計画期間及び目標の設定を行います。

計画期間 令和8年度～令和17年度(10年間)

耐震化の目標

○住宅	：令和17年度に98%
○特定建築物	：令和17年度に97%
・要緊急安全確認大規模建築物	：令和12年度におおむね解消
・要安全確認計画記載建築物	：令和17年度におおむね解消

- ③地震発生時に通行を確保すべき道路について、滋賀県の定める緊急輸送道路の変更及び大津市地域防災計画に定める避難所等の変更を踏まえ、ゆい道路(輸送移動道路)の見直しを行います。

- ④さらなる耐震化を促進するため、補助事業の拡充について検討することを定めます。
(木造住宅耐震改修等事業について、制度の拡充や除却工事に対する補助等の検討)

- ⑤引き続き耐震化の促進を図るため、その他、表現の修正等必要な部分について見直しを行います。

(3) 改定の時期

令和8年3月改定予定